

# 「国と東電に責任」認める初の判決

# 安すぎる賠償に原告から失望の声

# 「希望を持って生きていけない」

「東電は巨大津波を予見しており、事故は防げた」。東電福島第一原発事故で福島県から群馬県などに避難した住民らが国と東電に計約15億円の損害賠償を求めた訴訟の判決が3月17日、前橋地裁であった。同様の訴訟が全国で約30件起こされているなか賠償を認める初の判決となり、影響は大きい。

添田 孝史

東京電力が福島第一原発から膨大な放射性物質をばらまいたため、今も約8万人がふるさとから避難を強いられている。東電や国は「避けられない天災だった。想定外だった」と事故から6年間ずつと主張し続けてきた。しかし前橋地裁（原道子裁判長）は3月17日、津波を予見して事故を防ぐことはできたと認め、東電と国が引き起こした人災だと断じた。

「東電と国に同じだけの責任を認めたことは大きい」。前橋の訴訟で住民側の弁護団長を務めた鈴木克昌弁護士は言う。

## 津波対策強化せず

福島第一原発は、現代の地震学の基本になっているプレートテクトニクス理論が確立していない1960年代に設計された。このため高さ3・1メートルの津波しか想定していなかった。それにもか

かわらず、東電は運転開始から40年後の事故当時まで、ほとんど津波対策を強化してこなかった。判決は97年3月に旧建設省などがまとめた「七省庁手引き」のころから、大津波が予見されていたことを明らかにした。

七省庁手引きは、93年の北海道南西沖地震で、奥尻島などが「想定外」の津波に襲われたことを教訓に、歴史文書に残る津波だけでなく、地震学で想定しうる最大規模の津波に備えることが望ましい



と定めた。七省庁手引きの考え方で計算すると福島第一原発で最大13・6メートル（東電による2008年の計算）の津波となり、敷地高さ（10メートル）を大きく超える。東日本大震災の14年も前に、政府のまとめた報告書が大津波を予見していたわけだ。東電もそれを知っており、七省庁手引きの文言を書き換えるよう、旧建設省などに圧力をかけていた事実が、判決で認められている。

02年7月には、国の地震調査研究推進本部（地震本部）が、明治三陸地震（1896年、津波の死者約2万2000人）と同様の津波が、福島県沖でも発生しうるという予測を発表した。この予測によると福島第一原発では津波は15・7メートルになる。

東電や国は、「地震本部の予測は、まだ不確実で地震学者の意見も割れていた」と裁判で主張したが、

前橋地裁は「地震学者の見解を最大公約数的にまとめたものであって、本件原発の津波対策を実施するにあたり、考慮しなければならぬ合理的なものである」とした。そして遅くとも地震本部の発表から数カ月後には原発敷地地盤面を優に超えて非常用電源設備を浸水させる津波を予見できたとした。

東電は「15・7メートルの津波対策は相当時間がかかるから地震発生までに終わらせるのは困難だった」とも主張したが、判決は配電盤や非常用ディーゼル発電機、電源車を高台に設置するなどの対策は、期間、費用の点からも容易であった」と東電の主張を退けた。

国も、北海道南西沖地震のあと、原発の津波想定が古くて最新の地震科学から遅れていることに気づいていた。判決は08年3月ごろには、東電に命令して事故を防ぐべきだったとし、東電と同等の賠償